沖縄県公安委員会告示第200号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第34条第２項の規定による飲食店営業の停止に関する行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第41条第２項の規定に基づき、公示する。

令和８年11月５日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会印

１　聴聞の期日
令和８年11月13日（金）午前10時00分

２　聴聞の場所
沖縄県警察本部２階201会議室

３　事案番号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第２項に基づく聴聞第４号